

編輯部報情閣内

週報

號三十五第

日十二月十年二十和昭

- 臨時資金調整法に就て (大藏省)
- 製鐵事業法に就て (商工省 鑛山局)
- 百貨店法に就て (商工省 商務局)
- 石家莊・綏遠城の攻略 (陸軍省 新聞班)
- 支那海軍を撃破す (海軍省 海軍軍事普及部)
- 事變と支那言論界 (外務省 情報部)

昭和十二年十月十一日 第一三三號 週報 第五十二號

五錢

集募賞懸曲進行國愛

内閣情報部では今回行はれる國民精神總動員を機として、國民が永遠に愛唱し得べき國民歌を作ることになり、次の規定に依つて、汎く帝國國民より愛國進行曲(歌詞及作曲)を募集することゝなつた。

一 募集規定

イ 美しく明るく勇ましき進行曲風のものを。内容は日本の眞の姿を讃へ、帝國永遠の生命と理想とを象徴し國民精神作興に資するに足るもの。音節は三節以上とし、一節の行數は四行以上とすること。尚反唱部を別に添ふるも差支なし。

ロ 平調兩時を通じ國民が老幼男女を問はず常に和唱し得るもの。歌詞中の漢字には必ず振假名を明記すること。

二 締切期日 十月二十日

三 審査発表 十一月三日

四 新聞、週報、ラジオ等に依り最高位當選の歌詞及入賞、佳作の作詞者氏名を發表す。

五 一等一名 總理大臣賞として 銀牌及賞金壹千圓

六 二等一名 同 銅牌及賞金五百圓

七 三等一名 同 銅牌及賞金參百圓

八 右の外佳作若干に對し内閣情報部より賞狀を附與す。

九 應募者は帝國國民に限る、但し一人一篇のこと。

十 入選及佳作の歌詞の著作権は一切内閣情報部に歸屬す。又歌詞は發表の際改訂することあるべし。應募原稿は返戻せず。

十一 應募原稿の用紙は半紙大とす。又原稿紙には必ず現住所及氏名明記のこと。

十二 東京市麹町區永田町二ノ一内閣情報部宛封筒に「應募歌詞」と朱書して必ず郵送のこと。

十三 右規定の外一切暫間に應ぜず。

十四 最高位に當選したる歌詞に作曲するものとす。

十五 右に關しては審査發表當日詳細を發表す。

十六 歌詞の審査員左の如し

内閣情報部 報 部
 東京音楽學校校長 乘杉 嘉壽
 片岡 直道
 東京中央放送局長 河井 肇若
 佐々木 信綱
 北原 白秋
 島崎 藤村

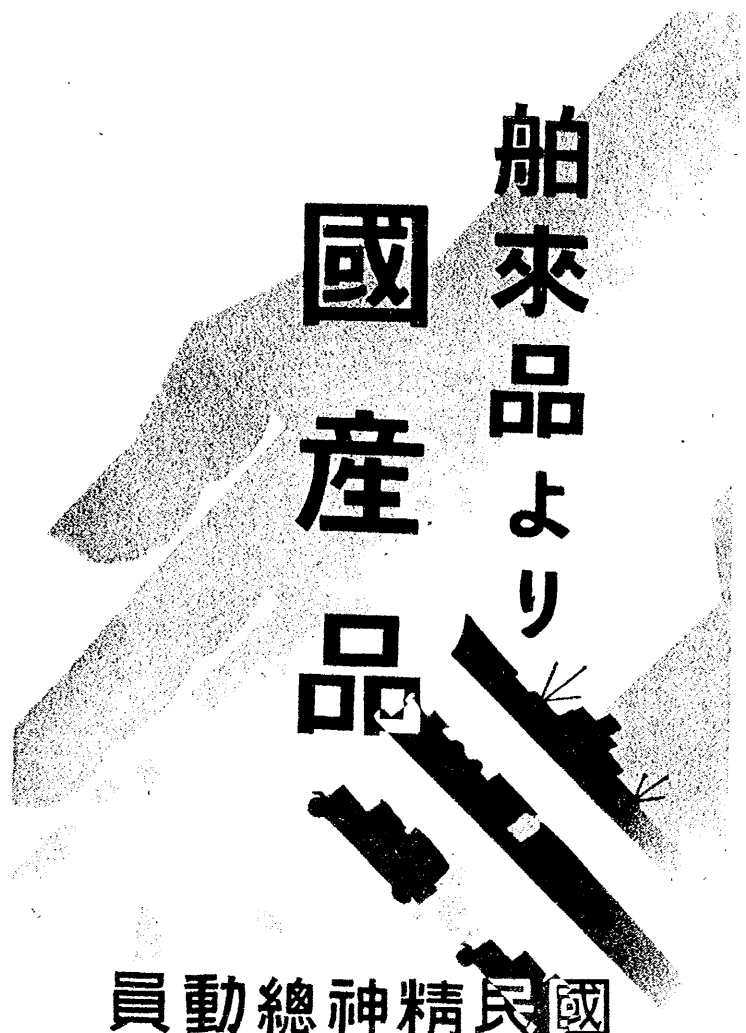
所 送 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)三二下九 振替 東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 振替 東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一部 五錢 一ヶ月前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要送料 (横は二圓四十錢) 一ヶ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

週報

昭和十二年十月十三日印刷發行

編輯者 内閣情報部
 東京市麹町區永田町
 印刷者 内閣印刷局
 東京市麹町區大手町

露光量違いにより重複撮影



舶來品より

國産品

國民精神總動員

臨時資金調整法に就て……………大藏省……………
 製鐵事業法に就て……………商工省鑛山局……………
 百貨店法に就て……………商工省商務局……………
 石家莊・綏遠城の攻略……………陸軍省新聞班……………
 支那海軍を撃破す……………海軍省海軍普及部……………
 國際時事報告……………
 事變と支那言論界……………外務省情報部……………
 最近公布の法令……………内閣官房總務課……………

露光量違いにより重複撮影

舶來品より

國産品

國民精神總動員

- 臨時資金調整法に就て……………大藏省…(一)
- 製鐵事業法に就て……………商工省鑛山局…(八)
- 百貨店法に就て……………商工省商務局…(二三)
- 石家莊綏遠城の攻略……………陸軍省新聞班…(二八)
- 支那海軍を撃破す……………海軍省海軍事務普及部…(二六)
- (國際時事解説)——
- 事變と支那言論界……………外務省情報部…(三四)
- 最近公布の法令……………内閣官房總務課…(四〇)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- 第四十七號
- 皇軍中支を衝く
- 迅雷の攻撃續く
- 事變を繞る列國の動き
- 第七十二回帝國議會に於ける國務大臣の演説
- 第四十八號
- 忠誠奉公の道
- 和協一心の道
- 上海膠州の進展
- 海軍全支沿岸を制壓
- 第七十二回帝國議會の概観
- 第四十九號
- 勇戦堅勇を抜く
- 長江を衝く
- 國民精神總動員大演説會に於ける近衛内閣總理大臣演説
- 第五十號
- 皇居宮の御秋を拜して
- 時局と憲法の精神
- 北支平野の殘滅戰
- 制空權我に歸す
- 情報委員會から内閣情報部へ
- 地中海の潛水艦問題とニヨン會議の経緯
- 第五十一號
- 農山漁村に於ける勤勞奉仕
- 貿易組合法其他
- 保定滄州の陥落と上海戰線の力攻
- 海軍の作戦進歩
- 日通修好五十年の回顧
- 第五十二號
- 神嘗祭に就て
- 資源愛護の奨め
- 消費節約の目標
- 國際收支の適合と國民の協力
- 皇威山西山東に振ふ
- 瀋陽沿線に進出

本誌より轉載の場は、編輯上による旨を明記し且内閣情報部第三課送付せられたし
本誌の掲載事項に對する希望其他情報に關しての意見は進んで内閣情報部に申出られ

臨時資金調整法に就て

大 藏 省

第七十二回帝國議會の協賛を経た臨時資金調整法は去る九月廿七日より施行せらるゝに至つたので以下同法制定の趣旨並に其の内容の大意に付簡単な説明を試みることにする。

一 立法の趣旨

支那事變の進展擴大に伴ひ軍需關係の物資の需要が著しく増大するのは申す迄もない所であつて、之が供給を圓滑にし其の需要を充たす爲に全力を擧げて努力することが必要であることは歐洲大戰當時に於ける各國の實例に徴するも明らかである。所が一方今後事變に伴ひ巨額の資金が政府より支拂はるゝ關係上一般に各種の物資の需要が呼び起される傾向があることは否むことが出来ないであつて、従つて此の際之を放置して置けば、勢ひ當面國家の目的遂行の爲には

左程必要でない物資の需要が増加するのみならず、折角の物資が比較的不急なる方面に費消せらるゝことゝなる惧がある。其の結果は、當面必要なる方面に對する物資の供給力が夫れ支減殺せらるゝことゝなり、必要なる軍需資材等の供給に支障を來たす惧なしとしないのである。従つて此の際としては一面に於て國際決濟力の涵養に努め、當面必要なる物資の輸入力を出來得る限り豊富にするやう力を盡すと共に、物資が此の際としては不急又は不必要と認めらるゝ方面に使用せらるゝことを抑止し、之を緊急且必要なる方面に振向け以て、軍需資材並に軍事上必要なる基礎産業の資材の供給に事缺かぬやうにすることが最も肝要なのである。

而して本來物資と資金とは常に相互密接なる關係に在るものであるから、物資の使用の調整は資金の使用

を調整することに依つて其の目的を達し得るのである。即ち臨時資金調整法は資金の調整といふことが表面に現れては居るが、其の主たる目的は當面我が軍事行動に伴ふ所要資材の供給を調整せんとするに在るのである。之と同時に巨額の公債發行に伴ひ撒布せらるる新たな信用に付ても必要な調整を爲さざる限り、消費を増大し資材の濫費を來たすのみならず、一般の物價騰貴を招來し、所謂悪性インフレーションの端緒を開くこととなるので、此の際としては一方貯蓄を奨励すると共にこれ等資金が時局に緊要なる方面に使用せらるゝやう適切な調整を加ふる必要があるのである。

以上は政府が今回臨時資金調整法を制定するに至つた所以の概要であつて、此の趣旨の下に本法は以下に述ぶる如き各種の規定を包含して居るのである。

二 事業資金の調整

本法の中心を爲すものは謂ふ迄もなく事業資金の調整に関する規定である。即ち物資及資金が必要且緊急

なる方面に充分供給せられると共に時局に顧み必要なる方面に向けられることを抑止しなければならぬのであつて、之が爲には一方に於て事業主體たる會社の設立、増資、未拂込株金の徴收等に付て政府の認可又は許可を受けしむることゝすると共に、他方に於て事業設備の新設、擴張、改良に関する資金の貸付及有價證券の應募、引受等に付ては金融機關等の側に於て許可を受けしむることゝしたのである。

(一) 事業主體を中心とする調整

資本金五十萬圓以上の會社を設立する場合又は資本金五十萬圓以上の會社が資本を増加し、合併若しくは目的の変更を爲し、又は未拂込の株金を徴收し、自己資金等に依り十萬圓以上の事業設備の新設、擴張、改良を爲し若しくは社債を公募する場合に於ては主務大臣の許可又は認可を受けることが必要なのである。又資本増加又は合併に因て資本金五十萬圓以上の會社となる場合に於ても當該増資又は合併に付同様許可を受けることが必要なのである。

右の許可又は認可の申請ありたる場合に於て其の

許可を決する標準が必要なのであるが、其の標準としては會社の目的とする事業を軍需との關係、國際收支との關係及現在の生産能力其の他の事情より積へ甲、乙、丙の三種に分類したのである。即ち甲に屬する事業は金、銅、鐵、石炭、石油等の採鑛業、自動車・航空機製造業、兵器製造業、砲安製造業等百餘の事業を選んで居るのであつて、軍需に直接關係ある産業及之と密接なる關係にある産業で、現在生産設備の不足せるもの又は時局の關係上需要激増し其の結果生産設備の不足を來たすと豫想せらるゝ事業なのである。而して甲類に屬する事業に關するものに付ては國際收支に及ぼす直接の影響等の上に於て特に差支ありと認められたるもの、外は之を許可する方針であつて、唯事業の重要なもの及不許可の處分をする場合に於ては本法施行と共に設置せられた臨時資金審査委員會の議に附して之を決定するのである。

次に乙類に屬する事業に關するものに付ては軍需との關係、國際收支改善との關係、資金の状況、當該事業の所要資材の供給状況等を積へて適當と認めたる

ものに限り之を許可する方針であつて、事業の重要なものに付ては臨時資金審査委員會の議を経て之を決定することになつて居る。而して乙類に屬する事業としては人造纖維製造業、パルプ製造業、家畜飼料加工業、製材業等二百十餘のものが列擧せられて居る。

次に丙類に屬する事業としては紡績業、寫眞機音機製造業、石鹼化粧品類の製造業、酒造業、百貨店業等百五十餘の業種が擧げられて居るのであるが、これ等は當面國家全般の見地より見て必要薄き物品即ち不急不要品及贅澤品等に關する産業であるか、或は重要な産業であつても現在生産力過剰で生産制限等を行つて居るもの等であつて、これ等の事業に關するものに付ては特別の事情あり且臨時資金審査委員會の議を経たるもの、外は之を許可しない方針である。

上述の甲乙丙の標準を作製することは實際問題として其の事業に關する設備の新設、擴張、改良等の上に重大な關係があるので、政府は九月初め之が爲に準備委員會を設け同委員會は前後六回に亙り慎重審議を遂げて原案の作成に努め、去る九月二十一日官民合同の

臨時資金調整委員會に於て其の原案が決定せられた次第である。

然し乍ら此の分類は一旦決定した以上變更を認めざるものではないのであつて、今後の情勢の變化に依り、又當時研究の結果不適當と認めたるときは委員會の議に附し隨時之を變更する方針である。

(二) 資金の供給者を中心とする調整

銀行、信託會社、保險會社等の金融機關が其の事業に屬する設備の新設、擴張、改良に關する資金の貸付又は社債等の引受等を爲す場合には一口の貸付金額が十萬圓以上のものに付ては主務大臣の許可を必要とするのであつて、同一の事業設備に要する資金を數回に亙り貸付くる場合に於ても、其の總額が十萬圓以上となるものに付ては同様に許可を要するのであり、又證券引受業者に付ては社債等の應募、引受又は募集の取扱を爲す場合社債等の額面總額が十萬圓以上なる場合同じく許可を必要とするのである。

此の許可を決する標準は前述の會社の新設、増資、拂込等の場合と同様であつて、やはり甲乙丙の分類に

従ひ許可の決定を爲すのである。

(三) 金融機關等の自治的調整

金融機關が資金の貸付、社債の引受等を爲す場合には前述した許可を必要とするのであるが、若しこれ等の金融機關が資金の貸付又は社債等の引受等を爲すに付き、政府の適當と認むる方法に依り自治的に調整を爲す場合には、之に對して一々許可を受けしめる必要もないと認められるので、斯の如き場合には金融機關等の自治的調整を認め本法に依る許可の申請を爲すを要せざることとしたのである。而して政府に於ては此の自治的調整に依つて此の法律の趣旨が究うされるやう希望する次第である。

金融機關が事業設備資金の貸付、社債等の引受等に付て自治的調整を爲す場合に於ても甲乙丙の標準に従ふこと勿論であるが、此の場合には甲、乙、丙の三段階の區分だけでは實際の取扱の上に於て其の判斷に困難を伴ふ虞があるので、甲類に付ては更に之を(イ)及(ロ)に區分し、乙類に付ては更に之を(イ)、(ロ)、(ハ)に區分し(イ)は甲の(ロ)に接近する扱ひと爲

し、乙の(ハ)は丙に接近する扱を爲すこととし、其の判斷を成るべく容易ならしむることとしたのである。即ち甲に關しては(イ)は(ロ)に優先することとし、乙に關しては(イ)に屬するものは一件の金額五十萬圓を超ゆるときは一應日本銀行に協議をした上で貸付等を行ふこととし、(ロ)に屬するものは貸付等を爲すを適當と認むるものに付ては凡て日本銀行に協議することとなつて居るのである。乙の(ハ)に屬するものに付ては成るべく貸付等を差控ふるを適當と認むるのであるが、特に之を爲すを必要と認むる事情あるときは日本銀行に協議することとし、丙に屬するものに關しては貸付等を爲さざることを原則とし、唯此の場合にも特殊の事情あるときは日本銀行に協議の上特別の扱ひを爲し得るのである。猶貸付等を差控ふる業種に付ても事業の運轉に支障を來たさざる爲必要な程度設備の改良、安全及保健上の見地より必要な改良、或は災害復舊に對する貸付に付ては右の標準の分類に拘らず、特別の取扱を爲し得るのであるが、一件の金額が十萬圓以上となる場合には日本銀行に協議することが

必要なのである。又地方公共團體の事業、政府が補助金を交付する事業其の他政府が其の遂行を承認した事業に關するものに付ても特別の取扱を爲し得るのである。其の他外地、滿洲、海外に於ける事業に對する投資に關するものに付ても右の標準に依ることが不適當と認めらるゝ場合には日本銀行に協議の上特別の取扱を爲し得る途を開いて在るのである。

以上は金融機關が自治的調整を爲す場合に據るべき基準であるが尙次の諸點に注意することを要する。

(1) 本法の施行に依り調整せらるべき資金の貸付等は事業設備の新設、擴張、改良に關するものに限るのであつて、一般事業の運轉資金は本調整の範圍外に在るのである。

(2) 事業設備の新設、擴張、改良に要する貸付等であつても餘りに少額のもの迄此の標準に依らしむることとは不適當であるから、一件の金額三萬圓未満のものに付ては是亦本法の調整の範圍外に置いたのである。

(3) 資金の貸付の場合と會社の新設、増資等の場合と

を問はず本法の施行と輸入爲替の許可とは別個の問題であつて、本法の許可があつても其の事が直ちに其の資材に付輸入爲替の許可あるものとは限らないのである。

尙最後に以上の許可又は認可を受くるを要する事項に付て其の許可又は認可に關する事務は、金融界の實務に習熟せる日本銀行をして之を取扱はしむることとしたのであつて、日本銀行は本法の施行せられたる九月廿七日より新たに資金調整局を設けこれ等の事務の取扱に當らしめて居る。

三 時局に緊要なる事業に對する資金の供給

現在の時局に對處する爲には各方面から資金が必要、不急の事業に向ふことを抑止し、其の結果として資金が必要なる方面に流れて行くことを期待するだけでは不十分なのであつて、時局に緊要なる事業に對しては寧ろ積極的に資金が向ふやうにしなければならぬのである。本法に於て興業債券の發行限度を擴張し

又株式會社の増資、社債の發行に付て商法の特例を認めたるのは此の趣旨に出づるものに外ならない。

(一) 興業債券の發行限度擴張

必要なる事業資金の供給に付ては一般の金融機關の供給に俟つことは當然なのであるが、此の際特に日本興業銀行の興業債券の發行限度を五億圓擴張して之を十億圓とし、此の新たに擴張した五億圓に付ては政府が其の元利拂を保証することとしたのである。

蓋し此の興業債券の發行限度の擴張は時局に緊要なる産業の生産力擴充に必要な資金を充分に供給する爲此の方面の特殊の金融機關たる興業銀行をして興業債券を發行させ、これ等の事業に供給すべき資金の調達を行はしめる趣旨に外ならない。

(二) 増資並に社債の發行に關する特例

時局に緊要なる事業を營む會社に對しては、特に資金調達を容易ならしむることが必要であると考へられるので、航空機製造事業、金屬工機機製造事業、産金事業、石炭鑛業等は種目を指定し、これ等の事業を營む會社に對しては特に商法の規定に拘らず政府の許

可を受けて株金金額拂込前の資本を増加し又は拂込株金額の二倍迄社債を募集することを得しめ、現在國家的に特に必要なりと認めらるる此等の事業の遂行に支障なからしむることを期したのである。

四 割増金附貯蓄債券の發行

今回の事變中には勞銀其の他として國內に撒布せらるる金額も相當巨額に達するものと認められるのであるが、これ等勞銀収入等の急激に増加した方面に於ては必ずしも平生貯蓄の習慣が行渡つて居らない所もあると考へられるので、此の際各方面の滯費を防ぎ貯蓄を奨励するの要があり、兼ねてこれ等の零細資金を適當に吸収することが金融上其の他の見地より適當と考へられるので、收入金二億圓を限り賣出價格の百五十倍以内の割増金附貯蓄債券を日本勸業銀行をして發行せしむることとしたのである。而して右の券面金額は二十圓以下、償還期限は三十五年以内とし、尙割増金は國債證券を以て之を交付し得ることとし一層貯蓄の趣旨の徹底を期したのである。

五 金融事項の調査

政府は資金の調整其の他一般金融に關し各種の方策を講ずる爲に、正確なる資料を整ふるの必要があるので資金の供給及移動、有價證券、國際收支又は事業の資金計畫等に付關係者より報告を徴し又は検査を爲し得ることとしたのである。

六 結語

以上臨時資金調整法に關し其の概要を極めて簡単に説明したのであるが、資金の調整は事業界の全般を通じて極めて廣汎に互るものであつて、獨り政府の力のみを以てしては能く其の目的を達することは出来ないものである。従つて本法の圓滑なる施行に付ては自治的に資金の調整を爲す金融機關等は勿論、廣く一般の事業に従事せらるる國民各位に於ても國家全局の見地に立たれ當面せる非常時局克服の爲切に協力あらんことを切望する次第である。

製鐵事業法に就て

商工省 鑛山局

一 はしがき

製鐵事業法は昭和十二年八月十三日法律第六十八號として公布せられ去る九月二十二日より施行せられた。製鐵事業法案が第七十回帝國議會に提出せられるや、製鐵事業が元來巨大企業であり且又基本産業である所から、異常な關心を惹き起して詳細論議せられたのであつたが、不幸遂に審議未了の運命に陥り、第七十一回帝國議會に再び提案せられて其の成立を見るに至つたのである。本法は商工省に設置せられたる鐵鋼問題に關する關係各協協議會に於て慎重審議せられ、鐵鋼國策の見地から立案せられたるものであつて、本邦製鐵事業の現狀に鑑み誠に緊急なる施設の一と謂はなければならぬ。以下立法趣旨及内容等に就て其の概要を説明することとする。

二 製鐵事業法制定の趣旨

製鐵事業法は産業の發展及國防の整備を期する爲、

本邦に於ける製鐵事業の健全なる發達を圖ることを目的とするものである。本邦製鐵事業は最近長足の進歩發展を遂げて來たのであるが、斯業の内容を觀るに未だ甚だ遺憾の點が尠くないのである。即ち製鐵原料は年々大量の輸入を必要としてゐるのであつて、昭和十一年に於ては鐵鐵は滿洲より二十七萬噸、其の他の國より七十萬噸、屑鐵は約百五十萬噸、更に鐵鑛石に至つては總需要額五百萬噸中約八割の三百八十萬噸の輸入を必要としてゐるのであつて、未だ以て外國依存の狀態を脱却し得ない現狀である。

従つて製鐵國策の根本としては、速に鑛鋼の自給を完からしめ各種産業の發展に寄與するの外、外國依存の現狀を是正し、尙進んでは鐵鋼製品の海外輸出の進展に努むると共に、併せて原料資源確保の方策を樹立して産業上及國防上遺憾なきを期せねばならぬ。

政府に於ては従前より各種の施設を行つて來たのであるが、我國の製鐵事業の現狀よりすれば此の際進ん

で鐵鋼一貫作業を徹底し、其の他合理的設備の擴張に便宜ならしめ、又砂鐵、貧鐵等の使用獎勵を爲すと共に、他而外國屑鐵に依存するが如き設備の濫設を防止し、其の他斯業に對し適當なる監督を加へ鐵鋼供給の調節を圖り、以て斯業の健全なる發達を期することが肝要である。之が爲には従來の製鐵業獎勵法は遺憾の點が多いのであるから新たに製鐵事業法を制定して、斯業に對する適切なる保護助長の施設を講ずると共に、斯業に許可制度を施行して之に適當なる監督を加へんとするものである。

三 製鐵事業法の内容

(一) 許可制度の設定

製鐵事業を營まんとする者は政府の許可を受けねばならない。製鐵事業に對する許可制度は本法の骨子を爲すものであるが、其の許可制度の主旨とする所は今後劃期的發展を遂ぐべき本邦製鐵事業を合理的形態に導かんとするものであつて、一例を挙げれば専ら外國屑鐵等に依存するが如き跛行的設備の濫設を防止すると共に、合理的の事業に對しては積極的に之を助長して斯業の内容を改善し、本邦製鐵事業の健全なる發達

を期せんとするものである。従つて其の目的は製鐵事業を抑制せんとするが如き消極的なものではなくして、合理的設備を積極的に助成し、製鐵事業の統制ある發達を促さんとするものである。

製鐵事業は原則として許可制度の適用を受けるのであるが、製鐵事業は其の規模より觀れば大は巨大なる熔鑛、城を有する鐵鋼一貫作業のものより、小は町工場に等しきものまで包含するのであるから、これ等全部を許可事業とするは、徒に煩瑣に失して實情に即せず、且又本法許可制度の意圖する所でもないから、一定規模以下の製鐵事業は之を自由事業と爲してゐる。

(二) 製鐵事業の保護助成

斯業に許可制度を施行すると共に、他方合理的なる製鐵事業の急速なる發展擴張を助成する爲、製鐵業獎勵法の如く免稅制度、土地收用法の適用及造船用鋼材獎勵金の諸制度を採つたのであるが、鐵鋼國策の見地より之に適切なる改正を施すこととしたのである。

(1) 免稅の特典 製鐵事業者にして一定の設備能力を以て替むものに對しては大體製鐵業獎勵法通り所得稅、營業收益稅及地方稅を免除することとし、之を以て替むるが、只鉄鋼一貫設備を以て替む製鐵事業の

設備能力に付ては、製鐵業獎勵法の一年三萬五千
噸以上を一年十萬噸以上に引上げてゐる。これは
最近に於ける鉄鋼一貫作業の適當なる經濟單位と
しては在來の三萬五千噸は過小であると認められ
らであり、且又實際問題としても現在の鉄鋼一貫
作業にして十萬噸に達せざるものは無い状態であ
る。

我國は不幸にして鐵礦資源に恵まれざる現状に
在るので、各地に於て比較的少量に賦存する砂
鐵や貧鐵等の利用開發の促進を圖ることは、本邦
鐵鋼需給の現狀に鑑み緊急の要務である。依つて
本法は砂鐵又は貧鐵等の製鍊を目的とする特殊の
設備を以て營む製鐵事業に付ては所得稅、營業收
益稅及地方稅を免除することとし、砂鐵又は貧鐵
等を配合して使用する製鐵事業に付ては配合の割
合に應じて所得稅及營業收益稅を免除することと
してゐる。即ち前の場合は砂鐵貧鐵の製鍊を目的
とする特殊の設備を以て營む場合であつて、例へ
ばクルップ式直接製鍊法又はスポンジ鐵製造法等
に關する設備であつて、熔鐵爐の如き普通製鐵設
備とは其の作業方法を異にする専らこれ等特殊鐵

礦の製鍊を目的とするものを指すのであり、後の
場合は通常の熔鐵爐に於て砂鐵、貧鐵等を普通鐵
石の代用として配合使用する場合を謂ふのであ
る。

更に又鉄鋼一貫設備を以て營む製鐵事業及砂
鐵、貧鐵等の製鍊事業の爲に必要な一定の器具、
機械等を政府の認可を受けて輸入するときは其の
輸入稅を免除される。

(2) 土地收用法の適用 一年十萬噸以上の能力を有
する鉄鋼一貫設備を以て營む製鐵事業は、土地を
收用又は使用し得ること製鐵業獎勵法と同様であ
る。

(8) 造船用鋼材獎勵金 帝國內に於て製造したる鋼
材が船舶の建造又は修繕に使用せられたる場合に
於ては、其の鋼材の製造者に對して獎勵金を交付
することが出来る。此の制度は製鐵業獎勵法の制
度を其の儘存置することとしたものである。

(三) 製鐵事業の統制監督
本邦鐵鋼需給の現狀に鑑み、製鐵事業に適當なる統
制を加へて斯業の健全なる發達を圖ることは、産業上
及國防上喫緊の要務であつて、之に對して當時適當な

る監督を施すと共に、遺憾なく企業を遂行せしめなけ
ればならぬことは謂ふを俟たない所である。依つて之
に關し必要な規定が設けられてゐる。

(1) 製鐵事業者が其の設備を増設し又は變更せんと
する場合には政府の許可を受けねばならない。

(2) 事業の譲渡、廢止又は休止に付ても政府の許可
を必要とする。許可を受けて製鐵事業を營む者は
企業を遂行する義務を負担するものとも謂はなけ
ればならないのであつて、恣に資力薄弱なる者に
之を譲渡し或は事業の廢止、休止を爲すに至つて
は延いて需給計畫に齟齬を來たし各種産業に及ぼ
す影響甚大なるものがあるから、之を適當に監督
せんとするものである。

(8) 製鐵事業者は鐵鋼の生産、販賣、輸移出入又は
一定の製鐵原料の購入に關する統制協定に付ては
之を政府に届出でなければならぬ。蓋し統制協
定に付ては當業者の自治に委ねることを原則とす
るけれども、適當に指導せんが爲には其の機構内
容を常に知悉して置く必要があるからである。
統制協定は製鐵事業者間のもののみならず、製鐵
事業者販賣業者間の協定等の如きに付ても適用あ

ることを注意しなければならぬ。又斯る統制協
定を爲したる者の爲共同販賣、其の他共同の目的
を達するに必要な事業を行ふ者、例へば共販會
社の如きは所定の事項を政府に届出でなければな
らない。

(4) 政府は公益上必要ありと認むるときは製鐵事業
者に對し鐵鋼の供給數量、販賣價格又は販賣條件
の變更其他鐵鋼の需給の圓滑又は價格の公正を
圖る爲必要な事項を命ずることを得、又製鐵事
業者に對し其の設備の擴張若は改良又は作業方法
の變更を命ずることを得る。以て公益の擁護に努
むると共に製鐵事業者が安快を貪るのを防ぎ技術
の改善、經營の合理化に備へたものである。

更に又本法が國防の整備を其の重要な使命と
してゐるに鑑み、軍用上必要な場合には、製鐵
に關する特殊事項の研究、特殊設備の施設を命じ
又製鐵原料の保持其他軍用上必要な事項を命
じ得る仕組になつてゐる。

(5) 製鐵事業を許可事業としたのであるから、之に
對しては常に適當なる業務監督を爲し其の合理的
發展を圖らねばならぬことは當然である。従つて

政府は其の業務の状況に關して報告を爲さしめ、其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得、又必要ある場合には工場倉庫等の實地検査をも爲し得る。又本邦製鐵事業の全貌を知る爲、不要許可事業を營む者に對しても設備能力等を肩出でしむることが出来る。

(四) 製鐵事業委員會の設置

政府が製鐵事業の許可、不許可の處分又は公益上の命令を爲さんとするときは製鐵事業委員會の議を経なければならぬ。これ等の處分は當業者に與ふる影響甚大であり且又公益上重大なる關係あるに鑑み、特に措置の慎重を期する爲勅令を以て規定する組織権限を有する製鐵事業委員會に付議することとしたのである。

(五) 製鐵事業獎勵法の廢止

本法は製鐵事業獎勵法の内容を包含するものであるから其の制定に依つて製鐵事業獎勵法は廢止される。本法施行の際現に許可を受くることを要する製鐵事業を營む者、又は許可を受くることを要する製鐵事業を新たに營む爲現に其の設備の建設工事中に在る者等

に付ては適當に既得の地位を尊重する必要があるもので、これ等に關しては適當なる経過規定を設けて利益の考慮を拂つてゐる。

(六) 施行地

本邦製鐵事業の健全なる發達を期する爲内外地を通じて斯業の統制を圖ることが必要であるので本法は内地のみならず外地にも施行される。朝鮮に於ては製鐵事業法の一部が内地と同時に施行せられるに至つたが臺灣に於ても必要に應じて之を施行する豫定である。

四 結 語

今や我國産業は重大なる轉換期に直面してゐるのであつて、重工業は將に一大飛躍を爲さんとしてゐる。従つて之が基礎を爲す鐵鋼業も亦刻期的發展を爲すの必要に迫られてゐる。斯る時に鐵鋼業の根本に基き立案せられたる製鐵事業法の使命は愈々重大なるものであるから本法所期の目的の達成に國民の協力を求めて已まない次第である。

百貨店法に就て

商工省 商務局

全國中小商業者多年の要望たる百貨店法は第七十一回帝國議會の協賛を経て公布せられ去る十月一日より施行せられた。本法制定に至る沿革並に立法の理由は左の通りである。

周知の通り百貨店は近代的配給機構であつて、時勢の要求に順應し今日の如き發展を遂げたものであるが、我國に於ても大正十二年に於ける大震災を一轉機として短日月の間に異常な普及發展を示したのである。即ち震災以後百貨店が從來の經營方針を轉換し大衆向商品の取扱に力を注いだ爲、消費者大衆を吸收し、著しく其の販賣高を増大したのである。百貨店は其の豊富なる資本力、信用力と近代的組織經營とに依り小賣制度の合理化に貢獻し、消費者に多大の利便を與へ

て居るのである。

然し乍ら百貨店の急激な進出は其の反面に於て百貨店相互の競争を惹起し、之が纏て消費者にも不利益とならざるのみならず、又一般中小商業者に於ける影響を及ぼすに至つたのである。殊に昭和六、七年頃の不況時に於て、百貨店自體も亦不景氣對策として廉賣、四政策を採つた爲、小賣業者に對する壓迫は更に倍加した。是に於て百貨店問題は朝野の注視する所となり百貨店自體も亦競争の弊に堪へなくなり、遂に政府は昭和七年八月、所謂百貨店の自制協定に依り、日本百貨店協會所屬の百貨店に對し爾後出張販賣を禁止し、支店分店の新設を抑制し、四政策、過當サービスを廢止し、無料送迎自動車、無料配達區域の縮小、一齊休日、勵行等諸般の統制を實施せしめた。而して翌八年八

月に至り全國の有力な二十四の百貨店が商業組合法に依り日本百貨店商業組合を組織し、右の自制協定を踏襲して營業統制規程とし政府の監督の下に右の統制を行ひ、中小商業者との關係を圓滑ならしめると共に百貨店相互の競争を抑制して小賣業界の安定に資して來たのである。

然し乍ら最近に於て、百貨店の新設擴張が續出し、従來の商業組合に依る統制では充分其の目的を達し難い状態となつたのである。かくて中小商業者より百貨店法の制定に對する要望盛んとなり、百貨店業者中にも亦同様の要望を爲す者が現れたのである。當局に於ても百貨店問題の重要性に鑑み百貨店委員會を設置し種々調査審議する所があつたが、民間の實業團體に於ても百貨店法案を發表し政府に建議し、或は又政黨方面に於ても昭和七年の第六十三議會以後毎議會に提案があり、第六十九回帝國議會に於ては遂に衆議院を通過するに至つたのである。

而して商工省當局に於ても百貨店法制定の準備を始め民間多數團體の要望に應じて本年春第七十回帝國議

會に提案した處、貴族院に於て可決せられたが衆議院に於て無議中衆議院の解散に依り審議未了となつた。然し乍ら被弊窮迫せる中小商業者の本法制定に對する要望は益々熾烈を極め、遂に短期議會たる去る第七十一回帝國議會に於て同一法案が再提出せられ無修正で兩院を通過成立したのである。

二

百貨店法の内容は大體次の如き骨子より成つてゐる。

- (1) 先づ百貨店業者の定義を掲げ本法の適用を受くべき者の範圍を明確にした。
- (2) 百貨店の濫設を防止し統制の徹底を期する爲營業を許可制度とした。
- (3) 支店、分店、出張所其の他の店舗の設置、賣場面積の擴張及店舗以外に於ける小賣に付ても許可を受けしめることとし、中小商業者に對する壓迫の緩和を圖つた。
- (4) 中小商業者に對する影響の緩和の爲閉店時刻及

休業日に關する規定を設けた。

- (5) 百貨店に對する統制事業を行ふ爲百貨店組合を設け、全部の業者をして組合に加入せしめ、百貨店自身をして地方的實情等其の宜しきに應じて統制を行はしめることとした。
- (6) 政府は百貨店組合の統制を嚴重監督し、必要ある場合は政府自ら統制し得ることとした。
- (7) 諮問機關として百貨店委員會を設置し、本法運用の適正を期することとした。

三

扱、百貨店業者と謂ふ概念は社會常識に於ては極めて明瞭のやうに思はれるが、之を法律上明確ならしめるのは仲々難しいことである。百貨店法は其の第一條に於て本法の適用を受くべき百貨店業者の資格を定め「本法ニ於テ百貨店業者ト稱スルハ同一ノ店舗ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賣場面積ヲ有シ命令ノ定ムル所ニ依リ衣食住ニ關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ」と規定した。即ち本法の適用を受くべき百貨店業

者たるが爲には同一の店舗に於て一定面積以上の賣場面積を有すること、小賣業者なること、及其の販賣商品は衣食住に關する多種類の商品なることを要する。「衣食住ニ關スル多種類ノ商品」と謂ふのは人間の生活に關する多種類の商品の意味で同種の商品を取扱ふ所謂専門店は大規模でも本法の適用は受けない譯である。

次に百貨店法では本法の適用を免れんとする者を防止する爲二人以上の小賣業者が相連繫して百貨店業を營む場合を取締ることとしてゐる。即ち同一の建物に於て二人以上の小賣業者が相連繫して營業を爲し、其の賣場面積及販賣商品が綜合的に見て百貨店と同一形態効果を擧ぐる場合は、各小賣業者を百貨店業者と看做し本法を適用せんとするものである。要は脱法的百貨店現象を抑へんとする目的であるから勸商場、小賣市場、アーケード等の如く小規模商業者が同一建物内に於て營業する場合は本法の適用より除外される。

次に百貨店法は百貨店業の許可制を採つた。百貨店の新設は當該地方の小賣業者に異常なる混亂を來たし

配給の圓滑に支障を生ぜしめ影響する所妙くないからで、本法の重點は此の點にある。然し乍ら他方百貨店が近代的な配給機關の一として機能を盡しつゝある點に鑑み消費者の利便を考慮して禁止主義は採つてゐないのである。又許可を受けた百貨店業者が支店、出張所其の他の店舗又は配給所を設置せんとするとき、店舗の賣場面積を擴張せんとするとき又は店舗以外に於て小賣を爲さんとするときは許可を受けねばならぬのである。

百貨店の經營に對する他の制限として百貨店の閉店時刻と休業日に關しても規定が設けられた。従前も日本百貨店商業組合の加入百貨店に於ては毎月一定日に休業すると言ふことが行はれたのであるが、今後本法に依つてすべての百貨店が閉店時刻と休業日を勵行することとなる譯である。

四

次に百貨店組合であるが、從來の如く百貨店業者の無統制な濫立競争は百貨店業者自體を傷つけると共に

に一般小賣業者にも異常な脅威を與へるものであるから、百貨店の統制を圖ることが急務であつて、それが爲には自治的に百貨店組合をして統制の衝に當らしめ政府に於て之を嚴重に監督して行くこととした。従つてまた其の設立も原則として百貨店業者の發意に依つこととした。尤も自發的に設立を行はぬ場合を考慮し法律は強制設立の規定を設けてゐる。

百貨店組合は全國を通じて一箇を設け、本法の適用を受ける百貨店業者は當然此の組合の組合員となるのである。即ち從來の日本百貨店商業組合が任意加入制で多くのアウトサイダーを有してゐたのと著しく異なる點である。組合は一の統制組合で公法的色彩の濃厚な公益法人であつて營利事業を行ふことは許されない。組合は私法人であるから第二種所得税資本利子税を賦課徴收せられるが公益法人だから登録税は徴收せられない。其の行ふ事業は (一) 組合員の營業に關する統制 (二) 組合員の營業に關する指導 (三) 小賣業に關する研究又は調査 (四) 其の他組合の目的達成上必要な事業等である。組合の中心的事業が組合員の

營業に關する統制にあることは申す迄もない。而して商工大臣が直接に取締制限を爲すべき事項、即ち支店其の他の店舗の新設、出張販賣等を除き他の統制事項は組合自ら其の統制規程に依つて行ふのである。組合の統制規程の制定及變更は商工大臣の認可を必要とし、殊に小賣業の圓滿な發達を圖る爲其の他公益上必要と認めるときは、商工大臣は之を全部又は一部變更又は取消す権限をも有してゐる。此の統制規程は主として現在日本百貨店商業組合に於て實行しつゝある營業統制規程を踏襲するものと見られるが、現行のものは、出張販賣の禁止、支店分店新設の禁止、過當サービス及不當廉賣の禁止、無料又は特別割引送迎自動車の使用、商品の無料配達區域の制限、休業日の設定等である。尙商工大臣は小賣業の圓滿なる發達を圖る爲其の他公益上必要ありと認むるときは、組合に對し組合員の營業の統制に關し必要な事項を命じ、又は組合の組合員に對し組合の統制に服すべき旨を命じ得る。

五

最後に百貨店委員會であるが、百貨店法の運用如何

は關係業者は勿論消費者にも重大な關係を有するものであるから、法の適正な運用を期する爲諮問機關として百貨店委員會が設置された。此の委員會に諮問される事項は統制規程の變更取消處分、統制に關する施設命令、組合員に對する統制命令の場合の外、百貨店新設の許可標準の決定等本法施行に關する重要事項である。

六

本法の施行に依り百貨店の無統制な新設擴張は一應阻止され、過當サービス、賤價策等も亦抑制され、之に依つて一般小賣業者に對する壓迫も緩和され、小賣業全般の圓滿なる發達に資する所大なるものと期待される。然し乍ら固より中小商業對策は之を以て足れりせず、一方に於て中小商業者が舊態依然たる經營方法を斷然一擲すると共に、相互扶助の精神に基く商業組合普及擴充等に努力し、近代的配給機關として更生せんことを期望して已まぬ次第である。

石家莊・綏遠城の攻略

陸軍省新聞班

一 概況

平漢線方面に於ては休養の迫もなく敵を急追せし我軍は、十月七日以來堅固なる城壁と深壕を有する正定城及石家莊東西の要衝に據れる敵に對し疾風迅雷的攻撃を加へ、十月十日之を攻略し破竹の勢を以て南下追撃中である。

津浦線方面に於ては十月三日、德州を攻略せし後、準備を整へありし我軍は再び英氣百倍、其の先鋒は早くも平原を攻略し敵を黄河に壓迫中である。

山西方面の我軍は峨々たる山地及激變する氣候と戦ひつゝ八日崞縣、十日原平鎮を陥れ更に進んで忻口鎮に日章旗を輝かせ一路已に太原を呑むの氣勢を示してゐる。

綏遠方面にありては我軍は東南方より、内蒙軍は北

方より綏遠城を目指して白銀の大雪原を進撃し、綏遠城は正に孤城落日、十四日朝遂に日章旗を城頭高く翻した。

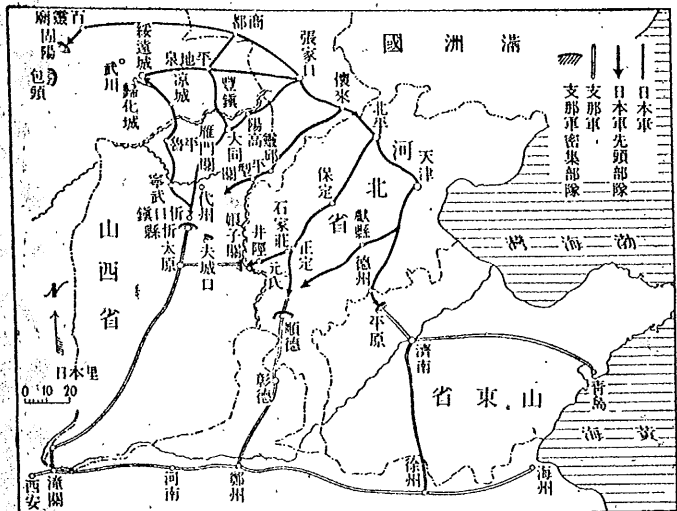
上海戦線は北方地區には大なる變化はないが、其の他の各部隊は引續き勇戦奮闘前面の敵を一步一步と壓迫しつゝある。

我が空の精銳は石家莊以南の追撃戦に於て平綏線、正太鐵道上敵退路の要點に爆撃を敢行し、順德、太原にも多大の脅威を與へ遺憾なく空軍威力を發揮してゐる。

二 内蒙及山西方面

山西戦線は濼々たる黄塵と峨々たる山脈とが皇軍の行手を阻止し、更に惱みは氣温の激變で、日中は七八十度の暑さが、夜は四十五度位に急降下する。この自

北支戦況要圖 (十月十四日)



然の大障礙を克服しつゝ士氣旺盛、長驅北方より進撃した十川、湯淺兩部隊は去る四日以來、崞縣(代州南方八里)に蟠居せる山西軍約一萬の敵に對し、七日正午以來攻撃を開始し同日夕城壁東北角を、十川部隊は北側城壁を占據し、逐次城内を掃蕩し、八日朝完全に之を占據した。包圍攻撃實に五日間、不眠不休の猛攻撃によつて、遂に山西モンロー主義王國の城壁は崩れたのである。

内蒙軍の憤懣なる騎兵は旗下營子に據る舊東北軍第六師を撃破し、綏遠北方武川を占據し又西蒙古中公旗王の率ゆる保安隊は内蒙軍と協力包圍北方三十里の地點固陽に向ひ、西部山西支那軍を撃破中の瀾川、中島、吉富の三部隊は、八日朔朔州を出發北進し井坪鎮、平魯にあつた何柱國麾下の騎兵千五百を撃破平魯を確保した。中島先遣隊は十一日、前白廟子附近の敵騎兵を包圍猛撃の後敗走する敵を急追し、十二日綏遠東南方一里半の東大黒河の敵陣地に迫り、中島部隊の猛攻撃及川村部隊の奇襲戦により同地方の敵を殲滅し綏遠城



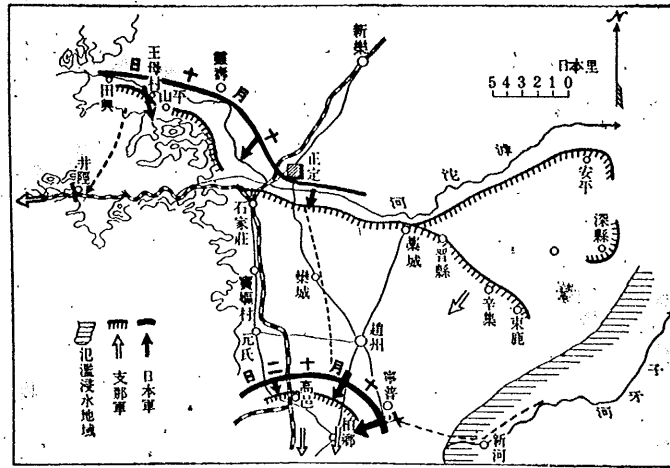
店河の架橋作業

田部隊が乗り込み長谷川部隊が敵の背後に迫つて猛撃を加へたので、敵は遂に抵抗し切れず南方に退却す刻遂に正定城を占據し、敗走の敵に大打撃を與へ、斯くていよいよ本格的な石家莊攻撃戦が展開された。石家莊は保定會戰に敗れた支那軍が北方最後の防禦陣地として死守せんとしてゐる所で、其の兵力約二十萬、中央軍二箇師の増援を得て滹沱河(川幅三百米)の障礙を利用し平山西北方高地より石家莊を経て安平、深縣に到る正面約三十里の間に陣地を構築して、我軍の攻撃に對し一大決戦を試みんとした所である。

十日未明敵陣地の左翼平山縣正面に於て火蓋を切つた鈴木、森本、小林の各部隊は友軍砲兵掩護射撃の下に敵前渡河を強行し王母村、田興附近の敵陣地左翼の據點を占據した。ために石家莊正面陣地に對しその左側面より突入し得られる極めて有利なる態勢となつた。

石家莊正面に於ても砲兵の猛烈なる掩護射撃の下に石黒、坂西兩部隊は石家莊西北方三里陳村附近で渡河を決行し、敵陣に突入壯烈なる掃蕩戦を行ひ、算を亂して南方及西南方に潰走する敵を追撃して、午後には

平漢線方面戰況要圖
(日二十月十至日十月十自)



を指呼の間に望み、更に白雪粉々寒氣凜烈の中に勇躍攻撃を續け、十四日遂に綏遠歸化城頭高く日章旗を翻した。かくして綏遠王傳作義も没落の運命に達著し、又ソ聯にとつても北支赤化路線と擧げたウランバートル綏遠線の建設もこれによりて完全に粉碎されたわけである。又永らく綏遠政權の壓迫下にあつた内蒙軍は百靈廟その他各地奪回に其の威武を發揚し正に威青思汗の昔を偲ばしむるものがある。

三 平漢線方面

平漢線に沿ひ南下猛追撃中の我軍は、六日北二十里舖、北十里舖の線に進出した。

又平漢線西方地區を前進中なる部隊の騎兵及右追撃隊は七日田營鎮西方地區を數縱隊となり北進中の敵四、五千を包圍攻撃して潰走せしめ、左追撃隊は靈壽附近に據る約一旅の敵を攻撃して之を潰走せしめた。

我部隊は八日正定城攻撃を開始。砲兵、空軍部隊協力の下に鐵道線路を挟んで三方より進撃東北より進んだ岡本(○)部隊が先づ城壁の一角を占據し、續いて神

早くも石家莊に進出した。此日朝一帯に雲低く垂れ込み、友軍飛行機の協力は困難であつたが、午後に至つて快晴、秋天の下、北支抗日軍に最後のとどめが刺されんとしてゐる。

蒋介石が前線將士激勵の命令を發して抗日の意氣を上げんとした雙十節に、石家莊が陥落したことは皮肉な現象ではないか。

石家莊に就て

石家莊は平漢線上保定に次ぐ大都會で人口は約五萬あり鐵道及自動車交通上の要衝である。即ち同地より西方太原に至る正太鐵道あり、又天津及滄州に至る自動車道路もある。物資の集散も盛んで特に正太線に沿ふ地區（正定、正豐等を最も有名とす）に産する石炭及河北平地に産する棉花等を其の主なるものとする。又鐵道の修理工場、機關庫、紡績工場等もあり商工共に殷盛である。

戰略的に見れば西方太原に至る長鐵路の咽喉を扼してゐるので同地を占領するときは平漢、正太兩線を同時に遮断し以て支那南北の聯絡路と共に山西、河北兩省間の重要な交通線を切斷し得、又石家莊—太原道は正太鐵道に沿ひ河北省より山西省に前進する兵團の作戦路中最

も良好なるものであつて、石家莊は山西に向ふ作戦の據点といふべく同時に石家莊西方、獲鹿以西の隘路は地形險難で僅かに駄馬を以て交通し得るのみであるから、少數の兵力を以て能く山西より河北に進出せんとする敵を拒止し得る。

今や日本軍は山西省北方の出口大同、東方出口石家莊を占領したので山西省は完全に死命を制せられたと云ふべきである。

我軍は石家莊陥落と共に破竹の勢を以て進撃に移つた。即ち正太線に沿ひ追撃せる鯉登部隊は十一日井陘に、翌日更に西方に向ひ支那三關の一たる娘子關を抜き更に西方に進出しつゝある。南方に追撃中なる森本部隊及石黒部隊は趙州南方及元氏附近に於て敵に痛撃を加へた。

石家莊正面に於て渡河せる神田、猪木部隊は疾風の如き進撃をなし、十一日正午には早くも樊城を占領し、岡本(續)部隊も亦十三日趙州南方大石橋附近の敵を抜き、十四日には東伊村(柏郷西南十六軒)を進撃中である。

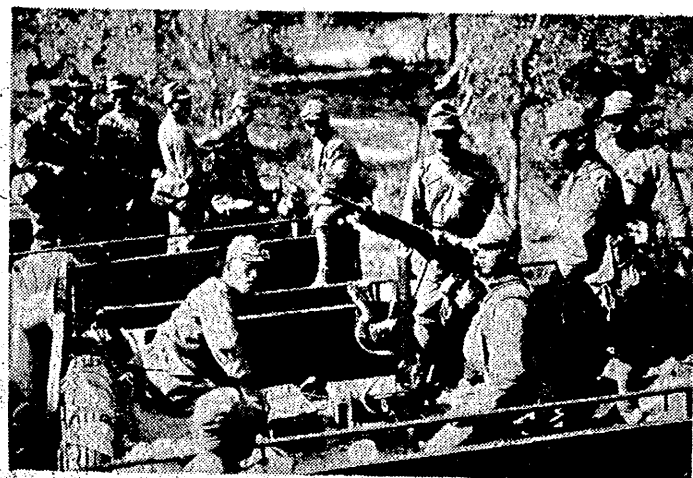
我が空軍は天氣快晴の十二日平漢線、正太線に沿ふ地區を退却中の敵に對し内邱、唐山、順德等を、又山西省内太原、榆次、壽陽等を爆撃し多大の効果を擧げた。

子牙河を遡航し石家莊陣地の右側に迫りつゝあつた大野、片桐兩部隊は十二日朝來優勢なる敵が占領しある寧晋附近の陣地を攻撃し、之を占據し、長澤、佐々木兩部隊は一部を以て賈市莊(寧晋北方六里)の敵を攻撃し、主力を以て趙州寧晋間の敵を西南方に向ひ追撃中である。

此の間河岸にひそむ敵の執拗な抵抗と敵の堤防決潰による氾濫濁流を冒しつゝ前進し、獻州を發し子牙河上流滄陽河を西南方上流へと遡航を開始し、陸兵の困難とする水上戦闘を交へ、或は敗殘の敵が到る處破壊した道路を修理しつゝ難行軍を続け敗殘兵を驅逐しつゝ、惡戦苦闘を以て綴られてゐる。

四 津浦線方面

三日德州を占據以來次の準備を整へてゐた我が先鋒



自動車隊の活動

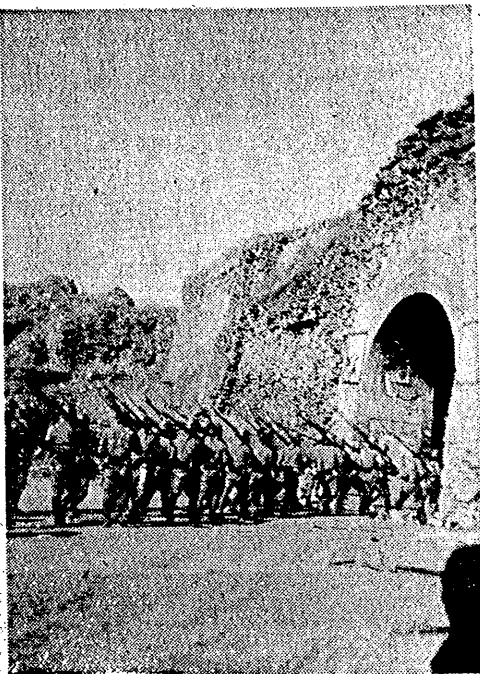
福榮部隊は、大黄河以北の地區に於ける殘敵を一掃せんと平原に向ひ進撃を起し十四日朝之を攻略し追撃南下中である。

五 上海戦線

劉家行鎮方面に對する戦線は大なる變化がない。

羅店鎮方面の我が最前線部隊は各、前面の敵を打ち破り、十日朝來風雨を冒し前線一帯にわたつて攻撃を開始し、淺間、安達、永津の三部隊は王家灣南方の敵線を突破し、正午楊涇クリークの線に進出更に當面の敵を壓迫中である。

劉家行戦線の左翼の新鋭部隊は六日拂曉より空軍及砲兵協力の下に前方に地歩を進め瀋滄河クリーク占據のため多大の努力を拂つた。



堂々徳州城入の我軍

此の方面の敵は我軍の猛攻撃に遂に兵變を起すなど大混亂を呈し、敵主力は續々黄河の線に向ひ退却中である。

加納、津田部隊は六日早朝工兵と共に決死隊を以て敵前渡河を敢行、其の南岸に進出した。

吳淞南方地區戦線に於ても漸次前面の敵を壓迫しつ

つ九日王家宅、金家巷、金家頭の線に一部は吳家宅橋、陸家橋に地歩を獲得した。

閩北戦線の我が陸戦隊も四日崇徳女學校を占據、次いで五日には三義里横丁を占據し、鐵道線路以東にあつた敵を大半掃蕩し北四川路一帯を確保するに至つた。

上海方面に陸軍上陸以來敵に與へた損害十月五日迄に判明したものは次のやうである。

わが軍の收容した敵の遺棄死體五万七千六百七十七、捕

虜五百八十、鹵獲した機關銃四百八十二、小銃三千百四十七。

八日松井最高指揮官は聲明を發し、近き將來に於て敵と決戰的行動をとつて一舉敵を制壓せんとすの決意を示し、別に「中國人に告ぐ」と題し中國官民が夙に内外の情勢を靜視大觀し、東亞の道義に立還り再省三省せんことを廣く朝野の人士に望むとて談話を發表した。

支那海軍を撃破す

海軍戦闘の概要—其の九

海軍省海軍軍事普及部

上海征戦既に二箇月餘、勇猛果敢なる我が海軍將兵の勇戦奮闘振りは海に陸に空に遺憾なく發揮せられて居るが、其の連日の戦闘状況は何れも赫々たる武功を物語るもの許りで寔に壯烈鬼神を泣かしむるものがある。

一 海軍航空部隊の戦闘

十月五日

一 我が〇〇航空部隊は午前午後互に互に閩北方面一帯の敵陣地商務印書館及鐵道管理局附近の敵陣地に對し猛烈な爆撃を敢行した。
二 我が〇〇航空部隊は今拂曉來陸軍戰鬥に協力して劉家行附近の敵陣地に爆撃を加へ多大の損害を與へた。本空戰に於て我が二基は敵弾を受け火炎に包まれ壯烈な最後を遂げた。

十月六日

海軍航空部隊及艦隊所屬航空隊の主要空襲經過左の通りである。

一 中支方面

南京 空中戰鬥に於て敵戰鬥機九を撃墜した(確實ならざるもの外に二機あり)
更に地上飛行機數機を爆破

四 上海附近

連日多數機を以て閩北、江灣鎮、北新涇方面の敵砲兵陣地密集部隊を爆撃し之に莫大の損害を與へた

十月七日

以上の空襲中我一機は南京上空に於て敵弾を受け壯烈な最後を遂げた。

我が〇〇航空部隊は強雨を冒して陸戰に協力し、各所敵陣地に爆撃を敢行した。また他の〇〇航空部隊は概ね左記を空襲した。

一 中支方面

江流口 兵工廠、黑色工場を爆撃大損害を與へた
江流口 一部線路を埋没
詔關 飛行機製作廠格納庫を爆破

敵戰鬥機五機と交戦し其の四機を撃墜
永安洲 碇泊中の支那軍艦逸仙を爆撃し多大の損害を與へた

二 北支方面

黃浦 魚雷艇庫及附近建物を大破
津浦線方面を偵察し徐州南方に於て貨車十數輛機

安慶 格納庫を爆破
蕪湖 格納庫を爆破
蘇州 軍需品倉庫及軍事輸送施設を爆破
無錫 軍用列車及軍需品倉庫を爆破
揚州 飛行場建物を爆破
廣德 防空砲臺、機銃陣地を爆撃

二 南支方面

詔關 飛行機製造廠及機關庫を爆破
連江口 鐵橋を爆破
西河口 火藥廠を爆破
高塘城 鐵橋を爆破
西村 鐵橋を爆破
黃埔 廣州行營、船渠及魚雷艇庫を爆破

三 北支方面

津浦線徐州泰安間
機關車約十輛軍用貨車數十輛及線路數箇所を爆破
蘭海線莊莊附近
軍用列車を爆破

十月八日
關車數輛を大破せしめた。又泰安機關庫及線路敷箇所を爆破した。
昨日と同様風雨を突いて空襲を敢行したが其の經過次の通りである。

- 一 上海方面
江灣附近並に閘北附近の敵陣地及浦東側敵陣地を爆撃した。
- 二 中南支方面
江陰 水雷艇を爆撃
白雲飛行場 火藥庫らしき建物、廳舎及格納庫を爆撃
英德鐵橋 爆撃、多大の損害を與へた
虎門砲臺 兵舎を爆撃
- 三 北支方面
泰安驛 北側にて機關庫一貨車若干を大破
泰安徐州間 機關車七、貨車十數輛、線路若干を爆撃
濟寧及棗嶺 機關車四、貨車數輛を爆撃

十月九日
本日の主要なる空襲箇所次の通りである。
韶關 格納庫、防空砲臺、飛行機製作廠を爆撃し多大の損害を與ふると共に、地上飛行機二基を爆破し他の六基に損害を與へた
英德 北方鐵道を爆撃
虎門 砲臺司令部及兵舎を大破
泰安徐州間 機關車三、貨車約二〇輛を大破

- 十月十日
本日は概ね左記を空襲した。
從化 飛行場を爆撃
天河 廳舎に多數弾を命中大破
廣州 軍官學校を爆撃、校舎大半を破壊
宿縣徐州間 軍需品搭載の貨車約一〇輛及機關車一を大破
濠州、海州 各驛に於て貨車數輛機關車一を大破
- 十月十一日
海軍航空隊は上海方面の陸戦に協力して敵陣地に猛



我空軍の漢漢鐵路龍灣橋方北鐵橋を爆撃

撃を加へたが、右の外左記地點を空襲した。
粵漢鐵路龍灣橋一帶を爆撃
浙甯鐵路玉山、金華驛構内及び附近の鐵橋を爆撃
蘇州停車場、嘉定、太倉の敵陣地を爆撃
浦東側の爆撃、江南ドック、對岸電氣會社集車部隊を爆撃
南昌 我が〇〇海軍航空部隊の〇〇機は大舉江西省の南昌を空襲し密雲を冒して飛行場、格納庫及兵舎に多數弾を命中せしめ、更に同地停車場の軍用倉庫を爆撃し各所に火災を惹起せしめ多大の損害を與へた。本空襲中敵機を見ず僅に地上銃火の抵抗を見たのみで我が方に損害なし
廣東 廣州軍官學校分校及廣州行營を爆撃大破

十月十二日
上海方面に於て終日陸戦に協力し徹底的爆撃を加へたる外概ね左記を空襲した。
樂昌 機關庫及引込線を爆撃
甌江口 附近鐵橋を爆撃
常熟、嘉定 軍事施設を爆撃
南京 飛行場其の他軍事施設爆撃

○〇機は南京上空に於て敵戦闘機七基と交戦其の五基を撃墜した
 虎門司令部を爆撃、他の〇〇機は附近砲艇を爆沈
 順徳、兵舎を爆撃

二 海軍部隊の戦果

海軍航空部隊に艦船所屬の飛行機は既に支那空軍の大部を撃破し、上海方面の陸上戦に協力せる外南京、廣東を始め全支主要地點の軍事施設及軍用主要鐵路を爆破し多大の効果を収めつゝある。
 本軍變動後以來十月十日迄に於ける爆撃及砲撃により得たる主要戦果に我軍の犠牲は左の通りである。

一、爆撃及砲撃により支那軍に與へたる損害

艦艇	種類	隻數	被害程度
巡洋艦	七	沈没擱坐又は大破	
砲艦	八	沈没擱坐又は大破	
驅逐艦	一	爆撃沈没	
水雷艦	一	爆撃大破	
測量艦	一	砲撃沈没	
計	一八		

◆飛行機

擊墜	地上爆破	計
一七四	一三六	三一〇
七	七	一四
一八一	一四三	三二四

◆主要軍事施設の爆破

飛行場	兵器工廠	鐵道
一八	一〇	粵漢、浙贛、津浦、京滬各線の要地

二、我海軍の犠牲

戦死及負傷者 一、一三三名
 飛行機 三九機
 艦船及陸上諸施設 損害なし

三 海軍陸戦隊の奮戦

十月六日
 昨日三義里部隊を確保せる北四川路方面の我が陸戦隊は、航空部隊の協力の下に砲力の大部を以て南北方面の敵に猛撃を加へ、滬甯鐵道の線に進出した。
 十月七日

一 戦線に左程異状なく、鐵道線路以東にあつた敵を掃蕩して附近一帯を確保するに至つたが、敵は執拗にも三義里方面へ猛烈に逆襲を反覆したが其の都度多大の損害を與へて撃退した。
 二 夜半浦東方面より砲撃し來りたるを以て江上艦艇は猛烈之を反撃沈黙せしめた。

十月八日

敵は昨夜半より三義里附近要地奪回を企圖し、數百發の砲弾を北四川路戦線に集中し、喊聲を擧げて突撃し來り、近來稀なる逆襲を試みたるも、之を反撃多大の損害を與へて潰走せしめた。

十月九日 十日

天候不良にして戦線も異状ないが、十日夕刻から夜にかけて浦東側より江上艦艇及租界方面に砲撃して來たので、江上艦艇は直ちに反撃沈黙せしめた。

十月十一日

敵は昨日來南北方面に若干増勢されたりしく、夜間陣地の強化に努めて居るが、連日砲戦を繼續しながら斥候を以て出撃の氣勢を示して居る。

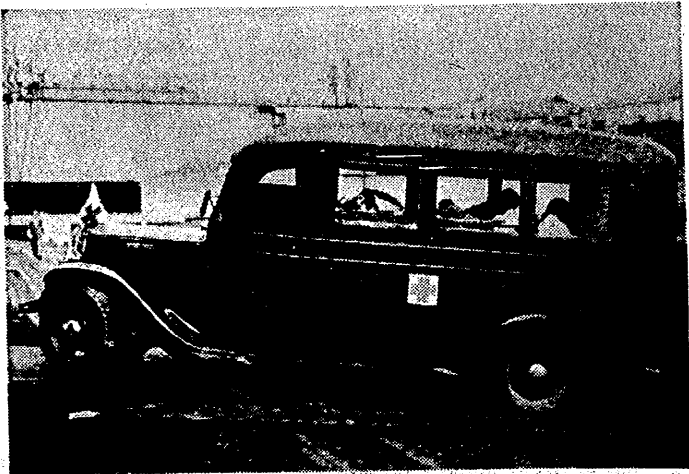


（鎮壓北南）隊最陸我の躍活中爾

四 上海市街の一般状況

(イ) 十月六日頃に於ける上海市内一般状況は次の通りである。

- 一 我陸戦隊の北四川路以西への前進攻撃開始以來連日虹口方面に敵砲彈落下し、在留民の内死者一、負傷者九を出したが一般に冷静で、夜間時々敵の空襲があつたが何等動搖の色無く、吳淞路方面の邦人商店は略、全部閉店し活氣を呈して居る。但し喫茶店、飲食店等は午前八時より午後六時迄とし午後十時以後は一般交通を禁止して居る。
- 二 十月五日より同十一日迄虹口地區内に限り外人の貨物搬出を許可され、外人トラックは陸續押寄せて居る。但し支那苦力の出入は許されない。
- 三 十月五日より多年の懸案であつた上海三邦字新聞社の合同成り、上海時局全同新聞及新申報の名稱で邦字、漢字兩新聞が發刊されることとなつた。
- 四 楊樹浦方面は特に變化なく蘇州河以南英、佛警備區域方面は既に略、平常と變りなく、映畫館共の他娛樂機關も開かれて居る。



支那軍の不合法射撃によつて我が病院車の損傷

五 在留邦人数(九月二十日現在總領事館警察調査は左の通りである。

蘇州河以東四〇六一(内地人三七二五)蘇州河以西約一〇〇〇(主としてバンド銀行會社内に在り)合計約五〇〇〇名

(ロ) 十月十日雙十節(革命記念日)當日上海附近の一般状況は左の通りである。

- 一 終日雨が降り一般に平穩に経過した。
- 二 蘇州河以南共同租界及佛租界は支那大商店及一部大通に面した商店民家に國旗を掲げ、ボーイスカウトの旗幟を配布するものが目に著き、市黨部、抗敵後援會、官民救濟會等では記念式が催され、正午一般民衆に萬歳を三唱せしめた程度で概して平常と變りなく、戦時気分は認められず、戦闘とは無關係に各大商店に出入するものが多い。
- 三 黃浦江の日本以外の各國軍艦は滿艦飾をなしなが船航の航行は依然少い。

四 蘇州河以北虹口楊樹浦方面には變り無い。

五 青島方面の状況

十月六日頃某地に達した情報に依ると青島方面の状況は次の通りである。

- 一 青島市内の治安は完全に維持され、紡績各工場、ビール會社、油房、煙草、マッチ會社共の他大小工場は勿論一般居留民の遺留財産は安全に保管されて居る。
- 二 青島近郊にあつた税關は于學忠軍と交代し、青島附近一帯に互る于學忠軍は二個師以上に達してゐる。
- 三 青島市民の空氣は大體平常通りで活動寫眞、芝居の外毎週二回の競馬あり、上海からの定期船で避難して來る外國人もある。
- 四 一般の商取引は極めて不振で支那人側も閉店休業の狀態である。

事變と支那言論界

外務省情報部

支那事變が始まつてから後の支那言論界の動向、支那各地で發行される新聞雑誌が、事變をどんな風に報道、評論してゐるか？といふことは、日本としても知つて置かねばならぬところであり、又興味あるところでもあるのだが、事變勃発とともに、配達、郵送機構が一時こはれたもの、如く、到着が不規則になつてゐるので、到底其の全豹を窺ふわけに行かない。然し間歇的に入手する新聞雑誌に據つて、大體の状況を察知することはさまで困難でない。

至つては、例外なしに大々の減頁をやつてゐる。雑誌も大部分停刊したものと思はれ、停刊しないものも、精々十六頁か三十二頁くらゐの小雑誌に變形してゐるやうだ。邦人の間にも多數の讀者を持つてゐる「國聞周報」が、十六頁の「戦時特刊」になつてゐるのなど、ちよつと悲惨だ。

報道振りはどうか？瀟湘橋事件から大山大尉事件あたりまでは、周知の通り、「支那は連戦連勝し、日本は連戦連敗してゐる。」といつたやうな報道を滿載し、其の結果各地で戦捷祝賀大會をやつたりしたものである。上海に戦禍が移つてからも、かうした報道振りには大して變化なく、荒唐無稽に終始してゐるが、流石に大新聞といはれるほどのものは、いくらか良心に咎めるものと思はれる。最近では支那軍の敗戦を認めるやうになつて來てゐる。尤も、「保定方面の我軍は、戦

略上の必要から、新陣地を南方某地に設けた。」といふやうな書き振りはあるが、ともかく事實は事實として報道するといふ風に變つて來てゐるが、「小報」即ち互新聞に至つては、依然として荒唐無稽振りを發揮してゐるし、又廣東、香港あたりのは、これに輪をかけて、途方もない記事を掲げることが多い。—それらの記事の見本を示すと左の通りである。

○日本海軍飛行機は、終に我が先施デパートを爆撃し、罪なき民衆を殺傷した。

○日本の侵略行為に對し、我方は報復を實施すべく東征敢死隊を組織し、東京、大阪、神戸等を空襲することになつた(九月十日)。

○平漢、平綏兩路の我軍の進展は極めて神速で、張家口、長辛店を前後して恢復した。日本軍は北平に向つて撤退しつゝある(九月十三日)。

○敵の飛行機は終に我が國旗を使用し、我が飛行機に偽裝しつゝ廣徳を爆撃した(九月二十七日)。

かういつた夢物語に類する記事を、平然として載せてゐるのである。

論評の方面では、例に依つて例の如き日本攻撃の論文の外、避難民の救済方法、救國公債募集問題、文化

中樞、移轉問題、戰時教育、戰時財政、聯盟提訴問題、米國の態度等を論じたものが多い。一々其の例を挙げると煩を避け、これらの論評を通じて感得されることを要約すれば、列國の干渉を誘致しようとする意向が、極めて濃厚なことである。即ち日本を以て、世界文化の破壊者であると認ひ、日本は支那でかくくのこをやつてゐる、列國はこれをしも黙視するのであるかといふ類である。ヒューゲンセン大使問題の時など、其の狂奔振りは笑ふべきものがあつた。尙、目前の戦局については、當然論評で觸れることが多いが、流石に戦の事實を如何ともすることが出来ず、不承無承これを認め、怒りを地方軍閥に遷し、閻錫山、韓復榘の二人が兇上にあげられる。抗戦について、支那内部の不一致がこゝにも窺はれる。

以上の敘述で、觀察の對象としたのは、支那人の所謂ブルジョア新聞、雑誌である。彼等は内心戦争を欲しない。然し環境上、それを表面に現はすことが出来なない。致し方なく、いかにも抗日情緒に燃えてゐるやうに裝つて、宣傳記事を書かなければならぬ。ちよつとでも本音を吐くと、忽ち迫害の手が下る。上海に於ける大陸報、大公報記者銃殺事件は其のいい例であ

る。だが、敗戦は動かすべからざる事實であり、それに因る状況の緊迫は、新聞経営を益、困難ならしめる。正に新聞社及記者の受難時代であり、素附く先きは停刊と失業の外はない。上海大公報の漢口移轉の如き、彼等に取つて一つの方法たるを失はず、所謂文化中樞移轉の先驅として、一應賢明なやうであるが、さて漢口に移つてどうなるか？紙代は高く、廣告収入は減じ、うまく経営が出来るかどうか疑問である。——かくの如く、事變はブルジョア新聞に與ふるに致命的打撃を以てした。

然し、かゝるブルジョア新聞の苦境を尻目に向け、時を得頭に跋扈してゐるチャーナリズムの二世界があることは、事變を繞る支那チャーナリズムの一異色風景である。それは、——いふまでもなく抗日アヂ新聞、雑誌の跳梁である。

かうした豆新聞の横行は、然し事變後はじめて起つたのではない。抗日運動の領導權が、中國共產黨に移りつゝあつた一九三四—五年頃から、これら豆タンクの合法、非合法舞臺に於ける活動が目覚ましいものあつたのは事實であるが、西安事件後、國民黨と共產黨との合作が著々進捗し、やがて今度の事變、もう



難に慣れるところもなく、縦横無盡の亂舞を開始したのである。九月下旬までに入手し得たものだけでも、次のやうなものがあつた。

(一)「救亡日報」。上海市文化界救亡協會の機關紙で、タブロイド型四頁。茅盾、郭沫若、巴金、潘漢年、鄒韜奮、章乃器、王芸生等を幹部若くは主なる執筆者としてゐる。

(二)「抵抗」三日刊。三日に一回發刊の雑誌で、四六倍判十二頁。鄒韜奮が編輯人となり、郭沫若、李公樸、鄭伯奇等が書いてゐる。

(三)「吶喊」。左翼作家の根城である「文學季刊」の後身と見るべきもので、不定期刊。幹部は巴金、茅盾、胡風、蕭乾等。

(四)「汗血」三日刊。藍衣社機關誌「汗血月刊」の別働隊で、四六倍判八頁。幹部は劉達行等。

(五)「戰時教育」。鄒韜奮の「生活書店」から出てゐる四六倍判十二頁の旬刊。執筆者は陶行知等。

(六)「文化戰線」。上海編輯人協會の機關誌で、四六倍判三十二頁の旬刊。艾思奇、金則人、姜君辰等。

(七)「戰時特刊」。國聞周報の戰時版で、グラビュアもあり、四六倍判十六頁の三日刊。

(八)「戰時畫報」。四六判の五日刊。

(九)「抗日畫報」。四六倍判二十頁の純畫報。

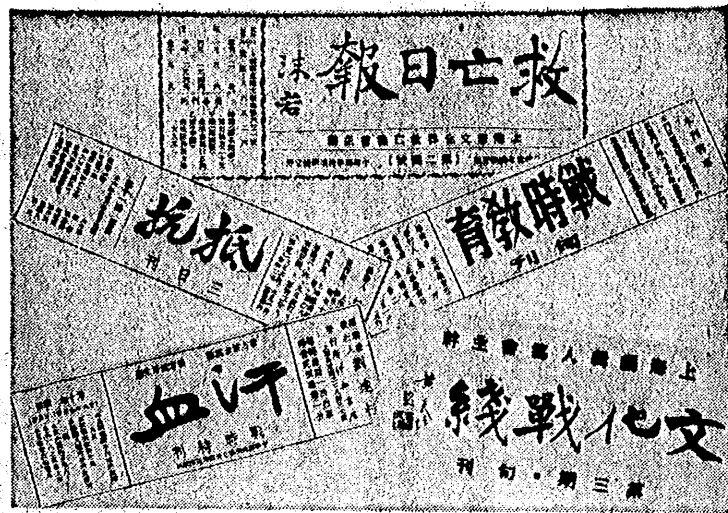
(一〇)「抗敵畫報」。同前。兩誌とも英文説明が附いてゐる。けだし外人にも讀ませようといふのであらう。寫眞其のものも相當の出来栄を示してゐる。

(一一)「戰時畫報」。同前。良友圖書公司發行。

(一二)「非常情報」。タブロイド型十四頁の旬刊。茅盾、鄒韜奮、杜重遠、張仲實、郭沫若等が執筆してゐる。

(一三)「抗日輿論」。タブロイド型十四頁の半月刊。右諸雑誌の執筆者中、最も有名なものは、何といつても郭沫若であらう。つゞいでは所謂人民戰線派の章乃器、鄒韜奮、李公樸等であり、更に茅盾、巴金、鄭伯奇、胡風等の左翼作家であらう。「新生事件」で一時期入獄した杜重遠もあれば、ブルジョア新聞「大公報」記者の王芸生、「世界知識」編輯長金則人等もあり、純粹の共產黨員としては潘漢年が「救亡日報」で連日毒筆を振つてゐる。

これら抗日アヂ雑誌の宣傳方法は、單に論文だけでなく、新詩、童話、漫畫、脚本、流行歌はいふに及ば



「大鼓」といつて、我が講談に似て、これに嗚子のついたものがあるが、其の大鼓の基本などにも上海戦争を織り込んだりしてゐる。「閩海文」——上海の空中戦で討死した支那空軍の勇士——と題する大鼓原本を、趙景深といふ男がつくつてゐるが、其の最後に閩の陸死を敘し、「此の報道が日本に傳はりますと、大阪の新聞は競うて此の勇士の死を報じ、我が國人士が涙を注いだだけでなく、敵人も亦其の勇に感服した」とであります。曰く中國は昔日の比ではないと。閩將軍の壯烈な犠牲は、一場の大戦、驚天動地鬼神を泣かしめ、正氣浩々宇宙に垂れ、壯士の英名は乾坤に振つたのであります。」と節面白く結んでゐる。例の抗日巨頭馮玉祥も、種々な豆雜誌に新詩を発表してゐる。

——これを、單に支那チャーナリズムの一異色風景とのみ看過してはならない。今次の事變が、所謂抗日人民戦線派の活動を主たる原因としてゐる以上、彼等の指導してゐる抗日チャーナリズムの主流となつてゐるからである。「申報」、「新聞報」、「大公報」のやうな大新聞でさへも、今日では此の主流に抵抗し得ず、甘

んじて後塵を拜して抗日論評を掲げ、或は其の論壇を抗日論客に開放するのやむなきに立ち至つてゐる實情である。實際、國民黨は其の民衆に對する指導力を喪失し、特に言論界に於ては殆ど其の存在すら認められず、又人民戦線派に終始反對し來つた中國トロツキーストは、「大路」週刊に據つて依然其の独自の筆陣を張り、國家主義青年團も反共産の立場を守つてゐるが、いづれも人民戦線派に對抗し得べくもないのである。かくて人民戦線派は、終に一舉にして支那言論界を壟斷し、背後の中國共産黨及コミンテルンの指導の下に

こと。

(四) 全面的長期抵抗に堪ゆるため、中央及地方政府を戦時機構に改め、日本との妥協を策する分子を排斥し、各黨各派の強硬なる抗日分子を参加せしめ、且戦時經濟統制を實行すること。

(五) 民衆を組織化し、抗日教育を普及し、武装を許し、救國に關する言論、集會、結社の自由を與へ、生活を保障し、漢奸を肅清すること。

(六) 日本は世界の平和を破壊することを宣傳し、英米佛蘇各國をして對日共同戦線を張らしめ、進んで太平洋集團安全制度を樹立すること。

(七) 孫文の聯蘇政策を復活し、蘇聯と相互援助條約又は攻守同盟を締結すること。

といふやうな宣傳綱領に據つて、シツカリと支那民衆を把握しようとしてゐるのである。これが支那に於ける事變チャーナリズムの核心的事實であることを我等は牢記せねばならぬ。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○製鐵事業法施行期日ノ件 (九月二十二日公告)

○製鐵事業法施行令 (勅令第五百六號)

○製鐵事業法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件 (勅令第五百八號)

製鐵事業法(第四十六條)を昭和十二年九月二十二日より施行し、其の施行に伴ひ必要の規定を定め、且土地收用法適用に關する事項、所得稅、營業稅免除に關する事項、製鐵事業の爲必要な器具、機械其の他の材料の輸入稅免除に關する事項等を除いて之を朝鮮にも施行することにしたものである。

○大藏省官制中改正ノ件 (九月二十二日公告)

外國爲管理の強化及關稅率等の改正に伴ひ事務官二人、技師一人、屬五十四人、技手六人を増員したものである。

○大藏部内臨時職員設置制中改正ノ件 (九月二十二日公告)

資金法の施行に關する事務を掌らしめる爲、理財局に

事務官一人、屬三人、金資金特別會計法施行に伴ひ之に關する事務を掌らしめる爲、理財局に事務官二人、屬六人、輸入貨物代金の決済等に關する外國爲管理に基く命令に關する事務に従事せしめる爲、稅關に事務官二人、關稅官一人、鑑査官二人、事務官補三十人、監視十人、鑑査官補二十人、監更十五人を増員したものである。

○文部部内臨時職員設置制中改正ノ件 (九月二十日公告)

現下我國産業界の趨勢に鑑み、官立工業專門學校並に公私立工業學校に於て工業技術員の應急的養成施設を講ぜしめる爲、之が事務に従事せしめる爲、屬二人を増員したものである。

○商工部内臨時職員設置制中改正ノ件 (九月二十日公告)

資金獎勵に關する事務に従事せしめる爲、鑛山局に技師六人、内一人を勅任と爲すことを得る、屬二人、技手十二人、鑛山監督局に書記官二人、技師十人、屬、技手三十

○南洋廳公學校官制中改正ノ件 (九月二十二日公告)

南洋廳トラック支隊管内秋島に公學校新設の爲、訓導一人を増員したもので十月一日より施行せられた。

○海軍給與令中改正ノ件 (九月二十四日公告)

海軍准士官以上の停職俸十分の三を三分の一に改め、又軍人が戦地に臨み又艦船沈没其の他公務に従事中危難に遭過し、所在不明となつた場合之に俸給全額を支給することとし、尙召集中の兵の死亡の場合死亡賜金を給し、海軍生徒採用豫定者に對して身體検査中糧食を給し、下士官兵入院中免官又は一役以上免役となり又は召集を解かれ退院前死亡した場合引取人あるものに埋葬料を支給することとし、又中將で軍事參議官、侍從武官たる者に艦隊司令長官同様の特別俸を給することとする等の改正を行つたもので、本年八月一日以後の積與に付て適用せられる。

○昭和十二年法律第九十二號ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (九月二十二日公告)

○南洋群島ニ於ケル輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件 (九月二十二日公告)

支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)を朝鮮、臺灣及樺太にも之を施行し、且南洋群島に於ける輸出入品等に關する臨時措置に關しても此の法律に依ることとしたものである。

○小運送業法施行期日ノ件 (九月二十五日公告)

去る四月五日公布せられた法律第四十五號小運送業法(第二十八條參照)の施行期日を本年十月一日と定めたものである。

○行政諸法臺灣施行令中改正ノ件 (九月二十五日公告)

資金法制定の趣旨に鑑み内外地協力し資金業の助成監督及資金の集中を圖るが爲に、資金法を第十四條(金委員會に關する規定)を除いて臺灣にも施行し、又臺灣に於ては内地に於ける鑛業法及砂鑛法と異り別個の律令たる臺灣鑛業規則が施行されてゐる關係上之が特例を設けたものである。

○情報委員會官制改正ノ件

前者は情報委員會の機能を充分發揮せしめる爲め情報委員會官制の全部改正を行ひ之を内閣情報部としたもので、詳細は週報第五十號第三十三頁以下を参照せられたい。後者は之に伴ふ改正である。

○貿易局官制中改正ノ件

貿易及關係産業の調整に關する事務及貿易組合法施行に關する事務の爲、書記官一人、事務官二人、技師二人、屬五人、技手五人を増員したものである。

○朝鮮總督府内臨時職員設置制中改正ノ件

資金の獎勵及管理に關する事務に付事務官一人、技師二人、屬八人、技手六人、外國爲替管理に關する事務に付屬三人、漁業經營費低減施設に關する事務に付技師一人、屬一人、技手三人を總督府に増員し、陸境國境地方の警備に關する事務に付道に警部七人、警部補十二人を増員したものである。

○關東運信官署官制中改正ノ件

電氣計器檢定試験事務開始の爲運信書記一人、運信技手二人を増員したもので、十月二日より施行せられた。

○關東州地方待選職員令中改正ノ件

關東州に於ける保健衛生施設の充實を圖る爲、大通保健館を設置し之に配置する爲衛生技師二人、衛生技手三人を増員し、關東局官制の改正に依り銀行其の他各種金融機關の取締監督に關する人員が充實せられたから、其の準備の爲臨時的に増員せられた産業書記を二人減員したものである。

○臺灣ニ於ケル骨牌税法ノ特例ニ關スル件

骨牌税法第四條に依れば、骨牌には一組毎に麻雀に在りては三圓、其の他に在りては五十錢の税を課すこととなつてゐるのであるが、臺灣特殊の骨牌たる四色牌に對し、他の骨牌と同率の課税を爲すことは高率に失するから、一組毎に十錢の骨牌税を課すこととしたものである。

○臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

臨時資金調整法施行令(九月二十五日公布)臨時資金審査委員會官制(九月二十七日公布)臨時資金審査委員官制(九月二十七日公布)臨時資金調整法(九月十五日より施行せられたが、其の他の規定を九月二十七日より施行することとし、之に伴つて施行

期日を九月二十七日より施行することとし、之に伴つて施行

行令を制定し、且同法第十二條に依れば第二條、第四條、第八條又は第九條第一項の規定に依る許可又は認可に關する處分にして本案の重要なものには臨時資金審査委員會の議を経べく、臨時資金審査委員會に關する規程は勅令を以て定めることとなつてゐるので、之に基いて内閣總理大臣の監督に屬する臨時資金審査委員會を設置し、同會は會長一人(日本銀行總裁)委員六人以内(關係各高等官及日本銀行職員)を以て組織し、特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

○工場事業場管理令

今次事業の推移に鑑み、軍需品の供給を迅速確實ならしめる爲、軍需工業動員法第二條に依る軍需品又は軍需品の生産若しくは修理に要する原料、燃料、電力若しくは動力の生産、修理又は發生に必要な工場又は事業場及其の附屬設備の管理に關し定めたもので、主務大臣工場事業場を管理せんとするときは内閣總理大臣に協議することとし、管理は主務大臣の發する管理令發達の時より開始し、主務大臣は其の管理に關する工場事業場に付監理官を置き其の業務の監督に從事せしめることを定めたものである。

○明治二十八年勅令第六十七號標準時ニ關スル件中改正ノ件

従前は東經百二十度の子午線の時を以て臺灣及澎湖列島並に八重山及宮古列島の標準時と定め之を西部標準時と

稱してゐたのであるが、政治、經濟、交通其の他諸般の點に鑑み、中央標準時に依ることとしたもので、十月二日より施行せられた。

○昭和十二年法律第七十三號貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律施行期日ノ件

昭和十二年法律第七十三號貿易及關係産業の調整に關する法律(第四十四號)を九月二十七日より施行し、之作つて商工大臣の監督に屬する貿易審議會を設置し、同法第一條、第四條の規定に依つて其の權限に屬せしめられた事項を調査審議し、關係各大臣の諮問に應じ貿易に關する重要事項を調査審議し、其の他貿易に關する事項に付關係各大臣に建議することを得ることとし、會長一人(商工大臣)委員二十五人以内(關係各高等官、學識經驗ある者)を以て組織することとした。

○貿易審議會官制

昭和十二年法律第七十三號貿易及關係産業の調整に關する法律(第四十四號)を九月二十七日より施行し、之作つて商工大臣の監督に屬する貿易審議會を設置し、同法第一條、第四條の規定に依つて其の權限に屬せしめられた事項を調査審議し、關係各大臣の諮問に應じ貿易に關する重要事項を調査審議し、其の他貿易に關する事項に付關係各大臣に建議することを得ることとし、會長一人(商工大臣)委員二十五人以内(關係各高等官、學識經驗ある者)を以て組織することとした。

○統制協議會規程

昭和十二年法律第七十三號貿易及關係産業の調整に關する法律(第四十四號)を九月二十七日より施行し、之作つて商工大臣の監督に屬する貿易審議會を設置し、同法第一條、第四條の規定に依つて其の權限に屬せしめられた事項を調査審議し、關係各大臣の諮問に應じ貿易に關する重要事項を調査審議し、其の他貿易に關する事項に付關係各大臣に建議することを得ることとし、會長一人(商工大臣)委員二十五人以内(關係各高等官、學識經驗ある者)を以て組織することとした。

○百貨店法施行期日ノ件

(九月二十五日公布)

○百貨店組合令

(九月二十五日公布)

百貨店法(昭和四十七年法律第七號)を十月一日より施行し、之に伴つて同法第二十條の規定に基いて百貨店組合の設立、登記、管理、解散、清算其の他組合に關し必要な事項を定め、又同法第二十一條に依れば第十四條乃至第十六條の規定に依る命令又は處分(主務大臣が小賣業の圓滿なる發達を圖る爲其の他公益上必要ありと認むるとき行ふ百貨店組合の組合員の營業に關する統制に關する規程の全部又は一部の變更又は取消、百貨店組合に對し組合員の營業の統制に關し必要な事項を命ずる場合、百貨店組合員に對し組合の統制に従ふべきことを命ずる場合)其の他同法施行に關する重要事項に付主務大臣の諮問に應ぜしむる爲百貨店委員會を置き百貨店委員會に關する規程は勅令を以て定めることとなつてゐるので、之に基いて百貨店委員會官制を定めたもので、同委員會は上述の權限の外關係各大臣の諮問に應じ百貨店業に關する重要事項を調査審議し、又百貨店業に關する重要事項に付關係各大臣に建議することを得るもので、會長(商工大臣)、委員二十人以内(關係各高等官及學識経験ある者)を以て組織し、必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

○陸軍衛生材料廠令中改正ノ件

(九月二十九日公布)

陸軍衛生材料、獸醫材料等の蒐集、保管及補給を圓滑ならしむる等の爲、陸軍大臣に於て必要と認むる場合は陸軍衛生材料廠の出張所を設けることが出来ることとし、尙若干用語の整理を行つたものである。

○貯金局官制中改正ノ件

(九月二十九日公布)

貯金支局増設、郵便振替貯金電信取扱及日滿郵便振替電信取扱等の爲貯金局に書記二十九人、書記補三十六人を増員したものである。

○臺灣總督府官制中改正ノ件

(九月二十九日公布)

計量器專賣實施に伴ひ度量衡所の所管事項に改正を加へ、社會教育指導充實の爲社會教育官一人を新に設置し、專任人事課長に充て、爲及財政調査充實、國有財産法實施、社會教育指導充實、教科書編纂、都市計畫事務、自動車及原動機取締、無水酒精製造指導、酒精混用監督、森林產業檢討、國民防衛實施、非常警備實施、映畫檢閲、芳林樹増殖、計量器取締、警察電話整備、八仙山伐事業充

○臺灣總督府社會教育官特別任用令

(九月二十九日公布)

實の爲、事務官三人、編修官一人、技師四人、屬十七人、編修書記一人及技師二十一人、航空氣象觀測及海洋氣象觀測の爲、測候所技師一人、測候所技師一人及屬一人を増員し、之に伴つて臨時職員に於て計量器の取締に關する事務に従事する技師一人を減員したものである。而して社會教育官は其の擧る事務の性質に鑑み、廣く社會教育の指導監督に關する學識、技能及經驗を有する者の中から之を任用し得るの途を拓くこととしたものである。

○臺灣總督府地方官制中改正ノ件

(九月二十九日公布)

○臺灣總督府地方視學官特別任用令

(九月二十九日公布)

○昭和五年勅令第二十號公立學校ノ校長又ハ教員ヲ朝鮮總督府道視學官ニ任用スル場合ノ官等ニ關スル件中改正ノ件

(九月二十九日公布)

警察官の下に警察分署を置くことを得るの制度を必要とせざるに至つたので、之を廢止し、又遼東及花蓮港廳管内の支廳を廢止し郡及街庄を設置するに伴つて各關係條文を改正し、臺北市尹たる地方理事官を勅任たることを得ることとし、民事調停事務充實、教育刷新、刑事警察刷新、國有財産法實施、國民防衛實施、臺北市助役増置、東部郡設置、州港務部曳船運行及澎湖廳廳務課長に充てる爲、地方理事官一人、地方視學官六人、地方警視

○高等官官等俸給令中改正ノ件

(九月二十九日公布)

○臺灣總督府官制及臺灣總督府地方官制の改正に伴つて改正を行つたものである。

○臺灣總督府州及廳河川監視等級及給與令

(九月二十九日公布)

臺灣の州及廳に河川の取締保護に従事すべき判任官待遇たる河川監視を設け、其の等級及給與に關し待遇相當等判任官三等以下として文武判任官等級の例に依ることとし、月俸は二十五圓乃至八十圓とする等を定め、且其の服制を定めたものである。

露光量違により重複撮影

○防空法施行期日ノ件(勅令第五百四十八號)

○防空法施行令(勅令第五百四十九號)

○官廳防空令(勅令第五百五十號)

防空法を十月一日より施行し、之に伴つて其の施行に必要なる規定を定め、且防空法第二十一條に依り國に於て管理する施設に關する防空に關し必要なる事項を定めたものである。

○臨時船舶管理法施行期日ノ件(勅令第五百五十二號)

○朝鮮及臺灣ニ於ケル臨時船舶管理法ノ特例等ニ關スル件(勅令第五百五十二號)

○關東州臨時船舶管理法(勅令第五百五十二號)

臨時船舶管理法(九月十日公布)の施行期日を十月一日と定め、同時に本法は朝鮮及臺灣に當然に適用せられる關係上同法第十一條(政府が運送船舶の運送に依る船舶に使用す定)及第十三條(政府が運送船舶の運送に依る船舶に使用す定)を適用せず又朝鮮總督若しくは臺灣總督が本法に基く命令又は處分を爲す場合は選信大臣に協議するものとする等の特例を設け、法律同様十月一日から施行することとしたものである。又關東州に於ける船舶管理に關しても臨時船舶管理法中第十一條、第十三條、第二十三條(朝鮮及臺灣に關する規定)を除くの外同法に依り、滿洲國駐劄特命全權大使が同法に依る命令又は處分を爲すときは選信大臣に協議することとし、施行の期日は大使之を定め、支那事變終了後一年内に廢止される。

○森林火災國營保險法施行期日ノ件(勅令第五百五十三號)

○森林火災國營保險法施行令(勅令第五百五十四號)

○森林火災國營保險法ヲ施行セザル地區ヲ指定スルノ件(勅令第五百五十五號)

森林火災國營保險法(九月三十日公布)の施行期日を十月一日と定め、同時に保險の目的たるべき森林(人工に依り生立せしめた樹木の集團)、保險料率、保險金額に就きて規定した同法の施行令を定め、尙本法附則の規定に基いて本法を施行せざる地區(北海道)を指定したものである。

○昭和十二年法律第九十四號ヲ樺太ニ施行スルノ件(勅令第五百五十六號)

支那事變の爲從軍した軍人及軍屬に對して、樺太に於ても内地と同様租税の減免をし、又其の徴收を猶豫する等の爲昭和十二年法律第九十四號(九月三十日公布)を樺太に施行することとしたものである。

○外務部内臨時職員設置制中改正ノ件(勅令第五百五十七號)

滿洲事件費節約の爲營口領事館に配屬せられた領事官補一人を減員したものである。

緒言

第一 大日本國體

一、肇國 二、聖德

三、臣節 四、和と「まこと」

第二 國史に於ける國體の顯現

一、國史を一貫する精神

二、國土と國民生活 三、國民性

四、祭祀と道徳 五、國民文化

六、政治・經濟・軍事

結語

國體の本義 文部省

定價

三十五錢

送料不要

發行所 內閣印刷局

東京 一〇九〇〇

露光量違いにより重複撮影

防空法施行期日ノ件
防空法施行令
官廳防空令

臨時船舶管理法施行期日ノ件
朝鮮及臺灣ニ於ケル臨時船舶管理法ノ條例
等ニ關スル件
關東州臨時船舶管理令

森林火災國營保險法施行期日ノ件
森林火災國營保險法ヲ施行セサル地區ヲ指
定スルノ件

昭和十二年法律第九十四號ヲ據テニ施行ス
ルノ件

外務部内臨時職員設置制中改正ノ件

防空法施行令
官廳防空令
臨時船舶管理法施行期日ノ件
朝鮮及臺灣ニ於ケル臨時船舶管理法ノ條例
等ニ關スル件
關東州臨時船舶管理令

森林火災國營保險法施行期日ノ件
森林火災國營保險法ヲ施行セサル地區ヲ指
定スルノ件
昭和十二年法律第九十四號ヲ據テニ施行ス
ルノ件
外務部内臨時職員設置制中改正ノ件

緒言

第一 大日本國體

- 一、肇國
- 二、聖德
- 三、臣節
- 四、和と「まこと」

第二 國史に於ける國體の顯現

- 一、國史を一貫する精神
- 二、國土と國民生活
- 三、國民性
- 四、祭祀と道徳
- 五、國民文化
- 六、政治・經濟・軍事

結語

國體の本義
文部省

定價 三十五錢
送料不要

發行所 內閣印刷局
振替東京一〇〇九〇〇

編輯部報情閣内

週報

號四十五第

日七十二月十年二十和昭

- 列強陸軍兵器の趨勢 (陸軍省新聞班)
- 歩 一 步 壓 迫 す (海軍省海軍軍事普及部)
- 戰 機 黃 河 に 動 く (陸軍省新聞班)
- (國際時事解説) —
- 支那事變に關する (外務省情報部)
- 聯盟會議と九國條約會議

週報

昭和二十二年十月二十日

毎週一圓四角五分

五錢

所 達 申	價 定	週 報
内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)三五二一九 報替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區保町一ノ三 報替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ月部 五錢 一年(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要料 (城は三四四十錢) 一ヶ月分未滿配達希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	昭和二十二年十月二十日印刷發行 編輯者 内閣情報部 東京市神田區永田町 印刷者 内閣印刷局 東京市神田區大子町